

## 第18回大垣市景観遺産審議会 議事録

<p><b>日時</b>：平成 27 年 8 月 3 日（月） 午前 10 時 00 分から 11 時 50 分まで</p> <p><b>場所</b>：大垣市役所 東庁舎 3 階 大会議室</p> <p><b>議題</b>：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p><b>出席委員</b>（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 <span style="float: right;">【計 5 名】</span></p>	
<p><b>市及び事務局</b></p> <p style="padding-left: 20px;">田中 裕（都市計画部長）</p> <p style="padding-left: 20px;">北村 弘司（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">不破 雅裕（都市計画課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">加藤 重徳（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">森本早由里（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">鈴木 元（文化振興課主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">臼井 みか（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） <span style="float: right;">【計 7 名】</span></p>	
<p style="text-align: center;"><b>事務局</b> （都市計画課長）</p>	<p>（開始時刻 10:00）</p> <p>※開会にあたって（会長を選任し、会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p>※委嘱状の交付</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）</p> <p>※委員の互選により溝口委員を会長に選任 （溝口会長あいさつ（略））</p> <p>※会長代理に高木委員を指名 （高木委員あいさつ（略））</p> <p>＜議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>会 長</b></p>	<p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産の指定に関する審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、前回と同様に非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として高木委員を指名</p>

<p>会 長</p>	<p>※議案として、「大垣市景観遺産の指定について」を議題とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」の説明を要請</p>
<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<p>※景観遺産・景観自慢の指定基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 3】により、指定基準について説明。</li> </ul> <p>※景観遺産・景観自慢の候補物件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 4】により、随時募集の応募物件及びフォトコンテスト応募物件について説明し、その後個別の物件について説明。</li> </ul>
<p>会 長</p>	<p>景観遺産・景観自慢の指定基準、並びに景観遺産・景観自慢の随時募集に応募のありました 6 物件、及びフォトコンテストの物件 20 件について、事務局より報告していただきました。</p> <p>それでは、現地調査の対象物件を検討したいと思います。何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>※以下、物件ごとの主な意見</p> <p>【A-1 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近代の町家として特徴あるが写真だけではわからないところがある。(委員)</li> <li>・一度現地を確認のうえで判断。</li> </ul> <p>【A-2 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「百間」とは堤防の長さを指しているのではないか。(委員)</li> <li>・一度現地を確認のうえで判断。</li> </ul> <p>【A-3 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊歩道として利用されている。きれいな場所ではあるが、場所の特定が難しいという問題がある。(委員)</li> <li>・一度現地を確認のうえで判断。</li> </ul> <p>【A-4 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は当時のものとかかなり変わっている。川幅も拡張されており、当時の景観が残るものではない。(委員)</li> </ul>

- ・過去の審査で除外された物件ではあるが、その当時からの新しい展開もなさそう。(委員)

**【A-5 について】**

- ・現代資産では、大垣共立銀行を審議した際に、大垣市民の元気の良さの象徴ということが話題になったが、そこまでの存在感があるかどうかは疑問である。(委員)
- ・指定基準を満たしているとは思えない。(委員)
- ・中部建築賞を受賞していることが市民にとって価値のあることと思えるかどうか。(委員)

**【A-6 について】**

- ・矢橋家住宅の東側にある。(事務局)
- ・皇女和宮の時代に流行したと考えられるべんがらが残っているのは貴重(委員)。
- ・一度現地を確認のうえで判断。

**【B-1 について】**

- ・上石津には社叢が立派な神社が多いイメージがある。(委員)
- ・一度現地を確認のうえで判断。

**【B-2 について】**

- ・京都の愛宕山を模して土を盛って、その上に本殿がある珍しい形態の神社。(委員)
- ・石垣の表面には、金生山の石灰岩がちりばめられている。(委員)
- ・一度現地を確認のうえで判断。

**【B-3 について】**

- ・現在、歩道橋は撤去する傾向にあるため、今後、残るかどうかは疑問である。(委員)
- ・小学校の通学路用に整備されたものと思われるが、使命を終えたものであれば撤去される可能性もある。(委員)
- ・吊っているので、構造上は強固である。(委員)
- ・当時はその上から伊吹山がよく見えた記憶がある。(委員)
- ・一度現地を確認のうえで判断。

**【B-4 について】**

- ・ 親和性があると思われる。(委員)
- ・ 一度現地を確認のうえで判断。

**【B-5・6 について】**

- ・ 現在整備途中のため、今後景観が変わる要素がある。現時点で指定するのは難しいと思われる。(委員)

**【B-7 について】**

- ・ 斜張橋の表記があるが、画面で見るとそうではないのではないか。(委員)
- ・ 斜張橋ではないと聞いている。(事務局)
- ・ ここからのロケーションは素晴らしいが、橋そのものは景観遺産にそぐわないのではないか。(委員)

**【B-8・9 について】**

- ・ ハスの池は休耕田を使用したものである。(事務局)
- ・ 季節的な要素のある物件は、その時期以外はどうかという疑問が残る。(委員)
- ・ 季節でないときに何もないのであれば、桜並木とは異なるものがある。(委員)
- ・ 地域の方に管理運営を行ってもらうなど、市民との協働につながっていけば、地元愛が深まっていき、地域性を考慮して景観自慢ということも考えられるが、そうでなければ難しい。(委員)

**【B-10 について】**

- ・ 景観としては素晴らしいが、場所の特定が困難である。(委員)
- ・ 川の指定であれば、「大垣城下水門川沿いの景観」のように場所を特定すべき。(委員)

**【B-11 について】**

- ・ 場所を特定するのが難しい。(委員)
- ・ 写真スポットとしてはよいが、景観遺産としては難しい。(委員)

**【B-12 について】**

- ・まさに現在整備中のため、今後景観が変わる要素があるということであれば、現時点で指定するのは難しい。  
(委員)

**【B-13 について】**

- ・夏の風物詩としてはよい風景だが、景観遺産としては指定基準に該当しないのではないかと。(委員)

**【B-14 について】**

- ・大垣市民の元気の良さの象徴であるかどうかという点では疑問である。(委員)
- ・指定基準上難しいのではないかと。(委員)

**【B-15 について】**

- ・場所の特定が困難。(事務局)
- ・景観自体はどこにでもある風景。(委員)

**【B-16 について】**

- ・大垣城の西側。裁判所の東側。景観遺産（大垣城）の範囲には含まれていない。(事務局)
- ・境内として既に指定されている物件とのバランスを現地調査で確認。

**【B-17 について】**

- ・境内として既に指定されている物件とのバランスを現地調査で確認。

**【B-18 について】**

- ・ハリヨについては、西之川ハリヨの池広場が景観遺産に指定されている。(事務局)
- ・既に指定されている物件（西之川）とのバランスを現地調査で確認。

**【B-19 について】**

- ・現在の赤坂を象徴する物件ではないかと思うが、景観に対する住民の想いはどうだろうか。(委員)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の方がどう思われるか。(委員)</li> <li>・ 採掘が進むと、山がなくなってしまうのではないか。(委員)</li> <li>・ 明星輪寺付近の景観は変わらないが、大垣の北、神戸町・池田町の境からの景観は変わると思われる。(文化振興課)</li> <li>・ 大理石は国会議事堂の一部のモザイクで使用されているのであって、「ほとんどが加工されている」という表記は誇張ではないか。(委員)</li> <li>・ 以前現地確認をしているが、改めて現地確認を行って判断</li> </ul> <p><b>【B-20 について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先ほどの物件 (B-10) と同様、場所の特定が困難。(委員)</li> </ul>
会 長	<p>それでは、本日のまとめに入りたいと思います。</p> <p>今回審議会に諮問された物件のうち、A-1、A-2、A-3、A-6、B-1、B-2、B-3、B-4、B-16、B-17、B-18、B-19 の 12 物件について現地調査し、それ以外の物件は書類審査で除外、とすることで、よろしいでしょうか。</p>
委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>※事務局に対し、その他報告事項についての説明を要請</p>
事務局 (都市計画課主幹)	<p>※その他報告事項について【資料 5】により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ 講評内容の変更 (大垣共立銀行) について</li> </ul>
会 長	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	(意見・質問なし)

<p>会 長</p> <p>委員</p> <p>会 長</p> <p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>それでは、次回の現地調査の日程について、事務局側で調整を よろしくお願ひします。</p> <p>その他、何かご意見、ご質問はございませぬか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>それでは、本日予定されている議案は以上でございます。事務局 にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれもちまして、第 18 回大垣市景観遺産審議 会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終了時刻 11:50)</p>
<p>配布資料 一覧</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大垣市景観遺産審議会委員名簿 <span style="float: right;">【資料1】</span></li> <li>・諮問書 <span style="float: right;">【資料2】</span></li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について <span style="float: right;">【資料3】</span></li> <li>・大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 <span style="float: right;">【資料4】</span></li> <li>・今後のスケジュールについて <span style="float: right;">【資料5】</span></li> </ul>

※資料4は、内容が個人に関する情報等のため、非公開としています。